

平成26年 No.30

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程等の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則等の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学における大型設備及び高額な物品等の調達に関する取扱
要項等の一部を改正する要項

改正理由

学生支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

学生支援センター設置に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、
教育研究評議会には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成26年6月5日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

平成26年規程第25号

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学危機管理規程（平成17年規程第29号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学受託事業取扱規程（平成23年規程第3号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程（昭和61年規程第2号）
- (4) 国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程（平成19年規程第31号）
- (5) 国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程（平成16年規程第19号）
- (6) 国立大学法人東京学芸大学受託研究取扱規程（平成16年規程第20号）
- (7) 東京学芸大学毒物及び劇物取扱規程（平成11年規程第12号）
- (8) 東京学芸大学遺伝子組換え実験安全管理規程（平成16年規程第54号）
- (9) 東京学芸大学有害廃棄物取扱規程（昭和55年規程第2号）
- (10) 東京学芸大学客員教授等選考規程（平成9年規程第5号）
- (11) 国立大学法人東京学芸大学コンプライアンス規程（平成24年規程第9号）
- (12) 東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則等の一部を改正する規則を次のように
制定する。

平成26年6月5日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成26年規則第6号

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第3号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則（平成16年規則第38号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規則（平成23年規則第4号）
- (4) 国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則（昭和52年規則第10号）
- (5) 東京学芸大学電気工作物保安規則（平成2年規則第3号）

国立大学法人東京学芸大学における大型設備及び高額な物品等の調達に関する取扱要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成26年6月5日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

国立大学法人東京学芸大学における大型設備及び高額な物品等の調達に関する取扱要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学における大型設備及び高額な物品等の調達に関する取扱要項（平成16年4月1日制定）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学購入物品の機種選定に関する取扱要項（平成16年4月1日制定）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学公募型企画競争に関する取扱要項（平成21年2月24日制定）

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程の一部改正について

改正理由：学生支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 危機管理 災害、事故、犯罪、人権侵害、伝染病、業務等に起因して発生する問題による被害の防止・軽減を図るため、本学における各種の安全対策並びに被害が生じた場合の応急策、復旧策等をいう。 (2) 関係委員会 危機管理に関する事項を審議する委員会をいう。 (3) 部局 事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，理科教員高度支援センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，<u>学生支援センター</u>，教員養成開発連携センター及び各附属学校をいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成26年6月5日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 危機管理 災害、事故、犯罪、人権侵害、伝染病、業務等に起因して発生する問題による被害の防止・軽減を図るため、本学における各種の安全対策並びに被害が生じた場合の応急策，復旧策等をいう。 (2) 関係委員会 危機管理に関する事項を審議する委員会をいう。 (3) 部局 事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，理科教員高度支援センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，<u>学生相談センター</u>，<u>学生キャリア支援センター</u>，<u>教員養成開発連携センター</u>及び各附属学校をいう。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学受託事業取扱規程の一部改正について

改正理由：学生支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (用語の定義) 第2条 この規程において「受託事業」とは、本学が社会貢献に資するため、その教育研究活動の一環として、本学以外のものから委託を受けて行う業務（受託研究及び当該業務のうち他に特別な定めのあるものを除く。以下「受託事業」という。）で、これに要する経費（以下「受託事業費」という。）を委託者が負担するものをいう。 2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、<u>学生支援センター</u>、教員養成開発連携センター、大学院連合学校教育学研究科、事務局、附属学校運営部及び各附属学校をいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> この規程は、平成26年6月5日から施行し、平成26年4月1日から適用する。	〔省略〕 (用語の定義) 第2条 この規程において「受託事業」とは、本学が社会貢献に資するため、その教育研究活動の一環として、本学以外のものから委託を受けて行う業務（受託研究及び当該業務のうち他に特別な定めのあるものを除く。以下「受託事業」という。）で、これに要する経費（以下「受託事業費」という。）を委託者が負担するものをいう。 2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、<u>学生キャリア支援センター</u>、教員養成開発連携センター、大学院連合学校教育学研究科、事務局、附属学校運営部及び各附属学校をいう。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程の一部改正について

改正理由：学生支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において「部局」とは、事務局、各学系、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター、<u>学生支援センター</u>、教員養成開発連携センター、大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校をいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成26年6月5日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において「部局」とは、事務局、各学系、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター、<u>学生相談センター</u>、<u>学生キャリア支援センター</u>、教員養成開発連携センター、大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校をいう。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程の一部改正について

改正理由：学生支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。 〔省略〕 (9) 「部局」とは、事務局、各学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、<u>学生支援センター</u>、教員養成開発連携センター及び各附属学校をいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成26年6月5日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。 〔省略〕 (9) 「部局」とは、事務局、各学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、<u>学生キャリア支援センター</u>、教員養成開発連携センター及び各附属学校をいう。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部改正について

改正理由：学生支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
[省略] (用語の定義) 第2条 この規程において「共同研究」とは、本学において外部機関から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の専任教員（以下「担当教員」という。）と外部機関（以下「共同研究機関」という。）の研究者（以下「共同研究員」という。）が共通の課題について共同して行う研究をいう。 2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、<u>学生支援センター</u>、教員養成開発連携センター及び大学院連合学校教育学研究科をいう。 [省略] <u>附 則</u> この規程は、平成26年6月5日から施行し、平成26年4月1日から適用する。	[省略] (用語の定義) 第2条 この規程において「共同研究」とは、本学において外部機関から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の専任教員（以下「担当教員」という。）と外部機関（以下「共同研究機関」という。）の研究者（以下「共同研究員」という。）が共通の課題について共同して行う研究をいう。 2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、<u>学生キャリア支援センター</u>、教員養成開発連携センター及び大学院連合学校教育学研究科をいう。 [省略]

国立大学法人東京学芸大学受託研究取扱規程の一部改正について

改正理由：学生支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （用語の定義） 第2条 この規程において「受託研究」とは、本学が学外からの委託を受けて行う研究で、これに要する経費（以下「受託研究費」という。）を委託者が負担するものをいう。 2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、<u>学生支援センター</u>、教員養成開発連携センター及び大学院連合学校教育学研究科をいう。 3 この規程において「知的財産権」とは、国立大学法人東京学芸大学職務発明規程（平成16年規程第18号）第2条第3号に規定する権利をいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> この規程は、平成26年6月5日から施行し、平成26年4月1日から適用する。	〔省略〕 （用語の定義） 第2条 この規程において「受託研究」とは、本学が学外からの委託を受けて行う研究で、これに要する経費（以下「受託研究費」という。）を委託者が負担するものをいう。 2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、<u>学生キャリア支援センター</u>、教員養成開発連携センター及び大学院連合学校教育学研究科をいう。 3 この規程において「知的財産権」とは、国立大学法人東京学芸大学職務発明規程（平成16年規程第18号）第2条第3号に規定する権利をいう。 〔省略〕

東京学芸大学毒物及び劇物取扱規程の一部改正について

改正理由：学生支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行																
〔省略〕 <u>附 則</u> この規程は、平成26年6月5日から施行し、平成26年4月1日から適用する。 別表 <table><tr><th>部局の長</th><th>毒物等管理責任者</th></tr><tr><td>〔省 略〕</td><td></td></tr><tr><td><u>学 生 支 援 セ ン タ ー 長</u></td><td>セ ン タ ー 長 が 指 名 す る 者</td></tr><tr><td>〔省 略〕</td><td></td></tr></table>		部局の長	毒物等管理責任者	〔省 略〕		<u>学 生 支 援 セ ン タ ー 長</u>	セ ン タ ー 長 が 指 名 す る 者	〔省 略〕		〔省略〕 別表 <table><tr><th>部局の長</th><th>毒物等管理責任</th></tr><tr><td>〔省 略〕</td><td></td></tr><tr><td><u>学生キャリア支援センター長</u></td><td>セ ン タ ー 長 が 指 名 す る 者</td></tr><tr><td>〔省 略〕</td><td></td></tr></table>		部局の長	毒物等管理責任	〔省 略〕		<u>学生キャリア支援センター長</u>	セ ン タ ー 長 が 指 名 す る 者	〔省 略〕	
部局の長	毒物等管理責任者																		
〔省 略〕																			
<u>学 生 支 援 セ ン タ ー 長</u>	セ ン タ ー 長 が 指 名 す る 者																		
〔省 略〕																			
部局の長	毒物等管理責任																		
〔省 略〕																			
<u>学生キャリア支援センター長</u>	セ ン タ ー 長 が 指 名 す る 者																		
〔省 略〕																			

東京学芸大学遺伝子組換え実験安全管理規程の一部改正について

改正理由：学生支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （定義） 第2条 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、<u>学生支援センター</u>、教員養成開発連携センター及び大学院連合学校教育学研究科をいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成26年6月5日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （定義） 第2条 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、<u>学生キャリア支援センター</u>、教員養成開発連携センター及び大学院連合学校教育学研究科をいう。 〔省略〕

東京学芸大学有害廃棄物取扱規程の一部改正について

改正理由：学生支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行																															
〔省略〕 (定義) 第3条 この規程において「有害廃棄物」とは、別表第1に掲げるものをいう。 2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、放射性同位元素総合実験施設、現職教員研修支援センター、<u>学生支援センター</u>、<u>教員養成開発連携センター</u>及び各附属学校をいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成26年6月5日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</u> 別表第2 有害廃棄物管理指導責任者配置部局等一覧 <table><tr><th rowspan="2">学系</th><th colspan="2">学部・大学院の研究組織</th></tr><tr><th>講座</th><th>分野</th></tr><tr><td>〔省 略〕</td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>学生支援センター</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td>〔省 略〕</td><td></td><td></td></tr></table>		学系	学部・大学院の研究組織		講座	分野	〔省 略〕			<u>学生支援センター</u>			〔省 略〕			〔省略〕 (定義) 第3条 この規程において「有害廃棄物」とは、別表第1に掲げるものをいう。 2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、放射性同位元素総合実験施設、現職教員研修支援センター、<u>学生相談センター</u>、<u>学生キャリア支援センター</u>、<u>教員養成開発連携センター</u>及び各附属学校をいう。 〔省略〕 別表第2 有害廃棄物管理指導責任者配置部局等一覧 <table><tr><th rowspan="2">学系</th><th colspan="2">学部・大学院の研究組織</th></tr><tr><th>講座</th><th>分野</th></tr><tr><td>〔省 略〕</td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>学生相談センター</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>学生キャリア支援センター</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td>〔省 略〕</td><td></td><td></td></tr></table>		学系	学部・大学院の研究組織		講座	分野	〔省 略〕			<u>学生相談センター</u>			<u>学生キャリア支援センター</u>			〔省 略〕		
学系	学部・大学院の研究組織																																	
	講座	分野																																
〔省 略〕																																		
<u>学生支援センター</u>																																		
〔省 略〕																																		
学系	学部・大学院の研究組織																																	
	講座	分野																																
〔省 略〕																																		
<u>学生相談センター</u>																																		
<u>学生キャリア支援センター</u>																																		
〔省 略〕																																		

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部改正について

改正理由：学生支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において「各学系」とは、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系をいう。 2 この規程において「センター」とは、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、<u>学生支援センター</u>及び教員養成開発連携センターをいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成26年6月5日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において「各学系」とは、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系をいう。 2 この規程において「センター」とは、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、<u>学生相談センター</u>、<u>学生キャリア支援センター</u>及び教員養成開発連携センターをいう。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学コンプライアンス規程の一部改正について

改正理由：学生支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、本学の役員及び職員（派遣契約その他の契約に基づき本学の業務に従事する者を含む。以下「役職員等」という。）が業務遂行に当たり、関係法令その他学内諸規程等を遵守することをいう。 2 この規程において「部局等」とは、事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，理科教員高度支援センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，<u>学生支援センター，教員養成開発連携センター</u>，附属学校運営部及び各附属学校をいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成26年6月5日から施行し，平成26年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (定義) 第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、本学の役員及び職員（派遣契約その他の契約に基づき本学の業務に従事する者を含む。以下「役職員等」という。）が業務遂行に当たり、関係法令その他学内諸規程等を遵守することをいう。 2 この規程において「部局等」とは、事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，理科教員高度支援センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，<u>学生相談センター，学生キャリア支援センター</u>，附属学校運営部及び各附属学校をいう。 〔省略〕

東京学芸大学教員選考規程の一部改正について

改正理由：学生支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (用語の定義) 第2条 1～5 〔省略〕 6 この規程において「センター」とは、環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，理科教員高度支援センター，<u>学生支援センター</u>及び教員養成開発連携センターをいう。 7 この規程において「大学院担当者」とは，大学院教育学研究科における研究指導，研究指導の補助及び授業の担当者をいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成26年6月5日から施行し，平成26年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (用語の定義) 第2条 1～5 〔省略〕 6 この規程において「センター」とは，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，理科教員高度支援センター，<u>学生相談センター</u>，<u>学生キャリア支援センター</u>及び教員養成開発連携センターをいう。 7 この規程において「大学院担当者」とは，大学院教育学研究科における研究指導，研究指導の補助及び授業の担当者をいう。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部改正について

改正理由：学生支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (学生課) 第9条 学生課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(11) 〔省略〕 (12) <u>学生相談室</u>に関すること。 (13) 所掌事務の調査及び報告に関すること。 (14) その他他の課の所掌に属さない学生の厚生支援に関すること。 2 キャリア支援室においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(6) 〔省略〕 (7) <u>学生キャリア支援室</u>に関すること。 (8) 所掌事務の調査及び報告に関すること。 (9) その他学生のキャリア支援に関すること。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成26年6月5日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (学生課) 第9条 学生課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(11) 〔省略〕 (12) <u>学生相談センター</u>に関すること。 (13) 所掌事務の調査及び報告に関すること。 (14) その他他の課の所掌に属さない学生の厚生支援に関すること。 2 キャリア支援室においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(6) 〔省略〕 (7) <u>学生キャリア支援センター</u>に関すること。 (8) 所掌事務の調査及び報告に関すること。 (9) その他学生のキャリア支援に関すること。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則の一部改正について

改正理由：学生支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正				現 行			
〔省略〕				〔省略〕			
<u>附 則</u> この規則は、平成26年6月5日から施行し、平成26年4月1日から適用する。							
別表第2				別表第2			
部 局	資産管理者	資産監守者	資産監守補助者	部 局	資産管理者	資産監守者	資産監守補助者
〔省略〕				〔省略〕			
<u>学生支援センター</u>	<u>センター長</u>	<u>センター長が指名する者</u>	<u>担当係長</u>	<u>学生相談センター</u>	<u>センター長</u>	<u>センター長が指名する者</u>	<u>担当係長</u>
				<u>学生キャリア支援センター</u>	<u>センター長</u>	<u>センター長が指名する者</u>	<u>担当係長</u>
〔省略〕				〔省略〕			
〔省略〕				〔省略〕			
別表第3				別表第3			
部 局	管理の対象となる資産の範囲			部 局	管理の対象となる資産の範囲		
〔省略〕				〔省略〕			
<u>学生支援センター</u>	<u>小金井校口座のうち、現に学生支援センターで 使用している不動産</u>			<u>学生相談センター</u>	<u>小金井校口座のうち、現に学生相談センターで 使用している不動産</u>		
				<u>学生キャリア支援センター</u>	<u>小金井校口座のうち、現に学生キャリア支援セン ターで使用している不動産</u>		
〔省略〕				〔省略〕			

国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規則の一部改正について

改正理由：学生支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (定義) 第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。 〔省略〕 (5) 「部局等」とは、事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，理科教員高度支援センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，<u>学生支援センター</u>，教員養成開発連携センター，附属学校運営部及び各附属学校をいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> この規則は，平成26年6月5日から施行し，平成26年4月1日から適用する。	〔省略〕 (定義) 第2条 この規則における用語の定義は，次のとおりとする。 〔省略〕 (5) 「部局等」とは，事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，理科教員高度支援センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，<u>学生相談センター</u>，<u>学生キャリア支援センター</u>，教員養成開発連携センター，附属学校運営部及び各附属学校をいう。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部改正について

改正理由：学生支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 部局の長 各学系長，大学院連合学校教育学研究科長，附属図書館長，環境教育研究センター長，教育実践研究支援センター長，留学生センター長，国際教育センター長，教員養成カリキュラム開発研究センター長，保健管理センター所長，情報処理センター長，理科教員高度支援センター長，放射性同位元素総合実験施設長，有害廃棄物処理施設長，現職教員研修支援センター長，<u>学生支援センター長</u>，<u>教員養成開発連携センター及び事務局長</u>をいう。 (2) 主管部長 各部長をいう。 (3) 主管課長 各課長及び監査室長をいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> この規則は，平成26年6月5日から施行し，平成26年4月1日から適用する。	〔省略〕 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 部局の長 各学系長，大学院連合学校教育学研究科長，附属図書館長，環境教育研究センター長，教育実践研究支援センター長，留学生センター長，国際教育センター長，教員養成カリキュラム開発研究センター長，保健管理センター所長，情報処理センター長，理科教員高度支援センター長，放射性同位元素総合実験施設長，有害廃棄物処理施設長，現職教員研修支援センター長，<u>学生相談センター長</u>，<u>学生キャリア支援センター長</u>，<u>教員養成開発連携センター及び事務局長</u>をいう。 (2) 主管部長 各部長をいう。 (3) 主管課長 各課長及び監査室長をいう。 〔省略〕

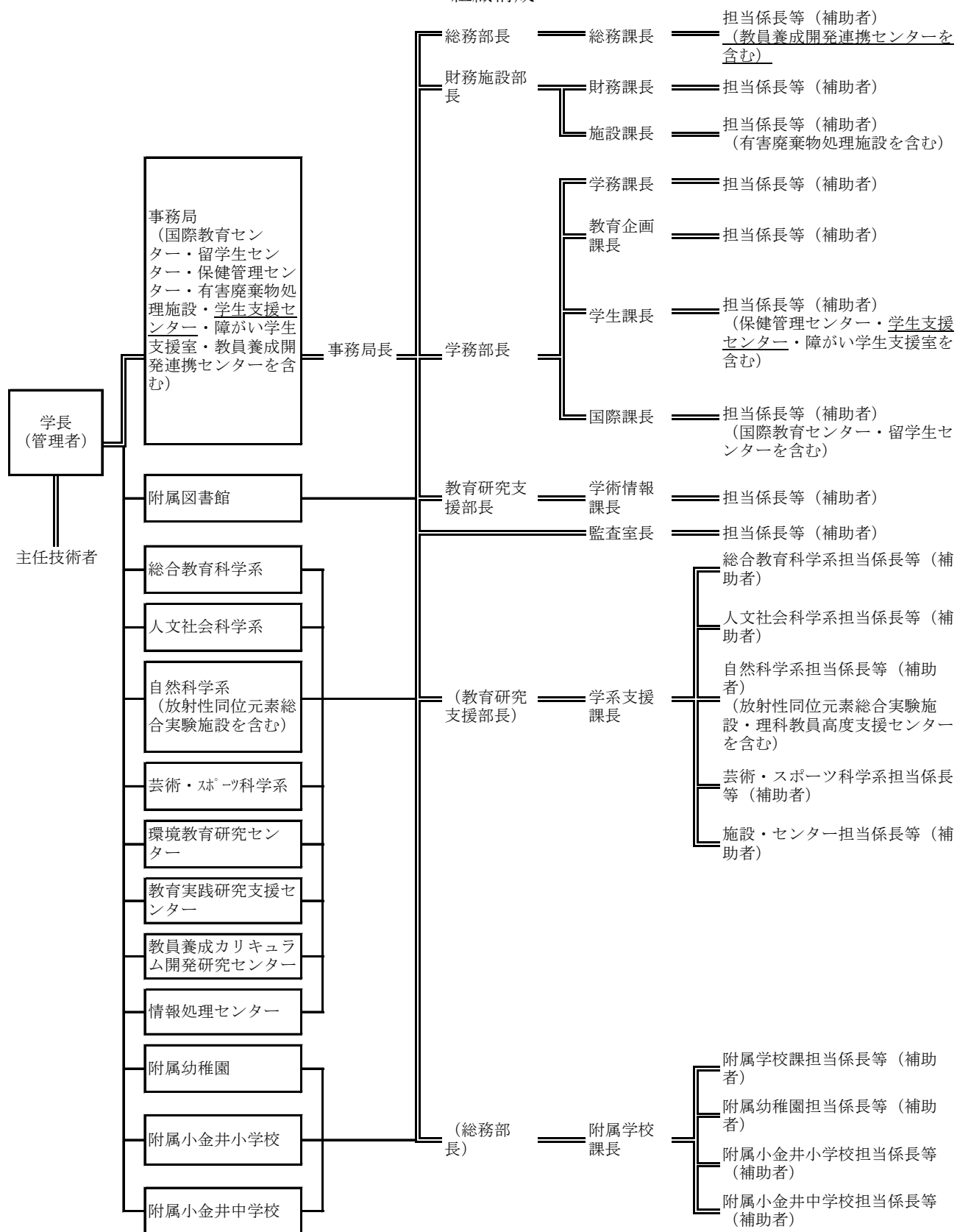
東京学芸大学電気工作物保安規則の一部改正について

改正理由：学生支援センター設置に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は，平成26年6月5日から施行し，平成26年4月1日から適用する。</u> <u>(別表第1) (別紙B参照)</u>	〔省略〕 <u>(別表第1) (別紙A参照)</u>

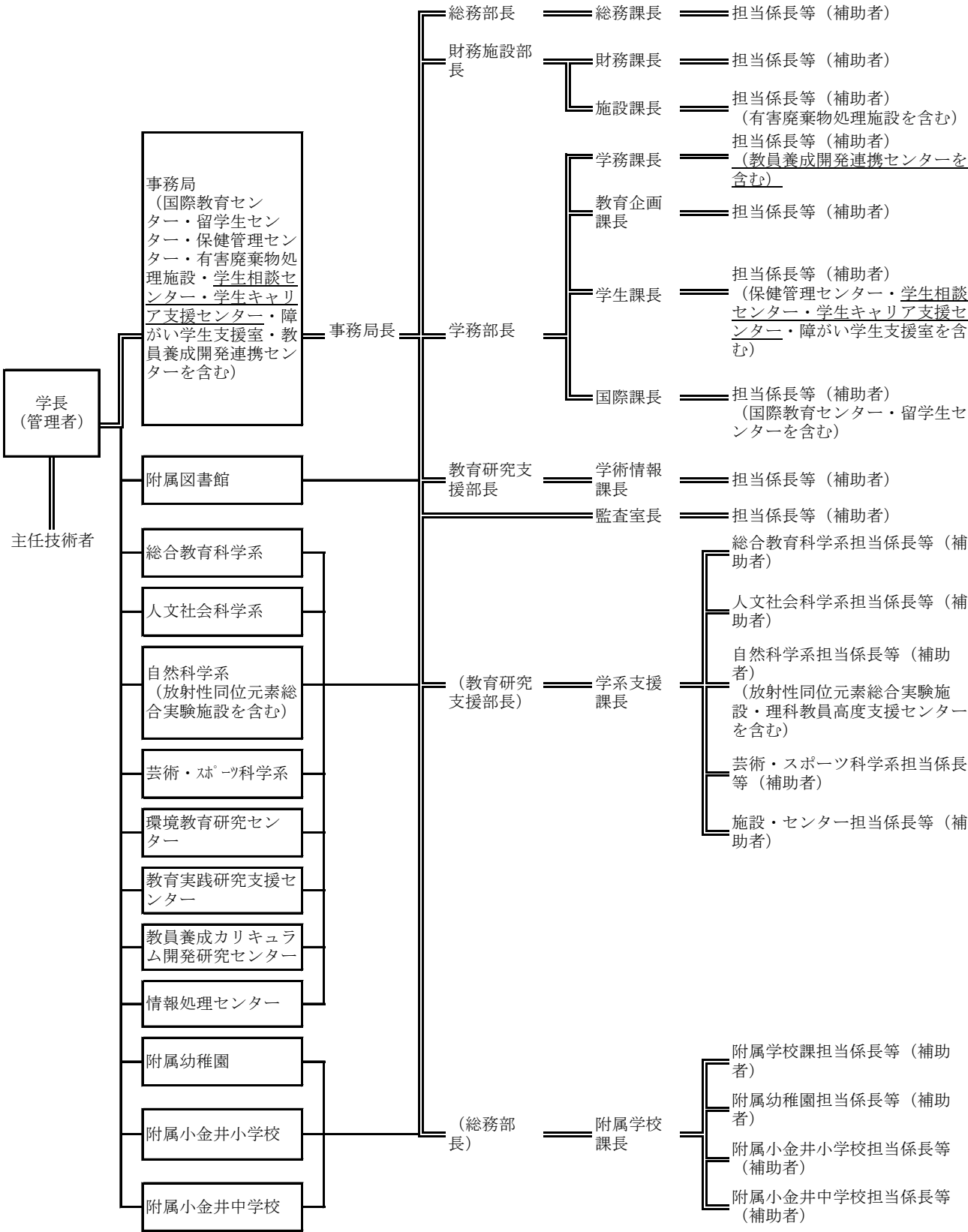
※ 別紙Aとして改正前の「別表第1」を，別紙Bとして改正後の「別表第1」をこの新旧対照表に添付。

組織構成



注 (1) 指揮命令・連絡系統を示す。
 (2) 組織系統を示す。
 (3) 担当係長等は、資産監守補助者。

組織構成



注 (1) 指揮命令・連絡系統を示す。
(2) 組織系統を示す。
(3) 担当係長等は、資産監守補助者。

国立大学法人東京学芸大学における大型設備及び高額な物品等の調達に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：学生支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (定義) 第3条 この要項において「部局」とは、事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，附属図書館，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，理科教員高度支援センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，<u>学生支援センター</u>，教員養成開発連携センター及び各附属学校をいう。 2 この要項において「部局の長」とは，前項に規定する部局の長をいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> この要項は，平成26年6月5日から施行し，平成26年4月1日から適用する。	〔省略〕 (定義) 第3条 この要項において「部局」とは，事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，附属図書館，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，理科教員高度支援センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，<u>学生相談センター</u>，<u>学生キャリア支援センター</u>，教員養成開発連携センター及び各附属学校をいう。 2 この要項において「部局の長」とは，前項に規定する部局の長をいう。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学購入物品の機種選定に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：学生支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (定義) 第2条 この要項において「部局」とは、事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，附属図書館，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，理科教員高度支援センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，<u>学生支援センター</u>，教員養成開発連携センター及び各附属学校をいう。 2 この要項において「部局の長」とは，前項に規定する部局の長をいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は，平成26年6月5日から施行し，平成26年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (定義) 第2条 この要項において「部局」とは，事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，附属図書館，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，理科教員高度支援センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，<u>学生相談センター</u>，<u>学生キャリア支援センター</u>，教員養成開発連携センター及び各附属学校をいう。 2 この要項において「部局の長」とは，前項に規定する部局の長をいう。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学公募型企画競争に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：学生支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （定義） 第2条 この要項において「部局」とは、事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，附属図書館，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，理科教員高度支援センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，<u>学生支援センター</u>，教員養成開発連携センター及び各附属学校をいう。 2 この要項において「部局の長」とは，前項に規定する部局の長をいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は，平成26年6月5日から施行し，平成26年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （定義） 第2条 この要項において「部局」とは，事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，附属図書館，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，理科教員高度支援センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，<u>学生相談センター</u>，<u>学生キャリア支援センター</u>，教員養成開発連携センター及び各附属学校をいう。 2 この要項において「部局の長」とは，前項に規定する部局の長をいう。 〔省略〕